

競争的研究費等のモニタリング実施に関する申合せ

制 定 平成26年12月 2日 不正防止委員会決定
最終改正 令和 3年 9月 22日

1 趣旨

この申合せは、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）における競争的研究費等の不正防止計画（平成20年1月21日制定。以下「不正防止計画」という。）に基づき、競争的研究費等の不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を行い、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図るために必要な事項を定める。

2 モニタリングの対象

モニタリングは、研究所で交付を受けている競争的研究費等を対象とする。

3 モニタリングの実施方法

財務課は、常時、財務情報に関するチェックを行うとともに、このチェックにより把握された不正が発生する要因を研究所不正防止委員会（以下「不正防止委員会」という。）に報告する。

4 リスクアプローチ監査の項目等

不正防止委員会は、3の報告を分析し、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、リスクアプローチ監査の項目を決定する。また、監査の質を一定に保つため、具体的なマニュアルを作成する。

5 リスクアプローチ監査の実施体制

リスクアプローチ監査は、不正防止委員会がマニュアルに基づいて実施する。

6 リスクアプローチ監査の結果

- (1) 不正防止委員会は、リスクアプローチ監査の結果を分析し、必要に応じて不正防止計画を見直すとともに、管理部担当課等へ関係規則の見直し等を依頼する。
- (2) リスクアプローチ監査の結果について、コンプライアンス教育で周知する。

7 機動的なリスクアプローチ監査の実施

不正防止委員会の委員長が、緊急に必要なと認める項目については、不正防止委員会に諮ることなく、リスクアプローチ監査を行うことができる。この監査については、不正防止委員会に報告し、了承を得なければならない。

8 その他

この申合せに定めるもののほか、モニタリングの実施に関し、必要な事項は不正防止委員会が別に定める。

付 記

この要領は、平成26年12月2日から実施する。

付 記

この申合せは、令和3年9月22日から実施する。